

改正

平成20年6月24日条例第16号

平成20年9月18日条例第22号

平成21年3月26日条例第11号

平成24年3月19日条例第24号

平成24年8月14日条例第29号

平成26年3月25日条例第7号

平成28年12月19日条例第25号

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

富津市母子家庭、父子家庭等医療費等の助成に関する条例（昭和55年富津市条例第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費、調剤費並びに診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1） 児童の父又は母

（2） 児童の父及び母がない場合に当該児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者

（3） 児童の父及び母がその児童を監護しない場合において、当該児童を養育する者

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童を養育する父母等が次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

（1） 現に婚姻をしている状況にない者

（2） 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

（3） 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべ

き危難と遭遇した場合にあっては、3か月)以上明らかでない者

- (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者
- (6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) その他前各号に準じる者として市長が認める者

4 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。

(対象者)

第3条 医療費等助成金の支給対象者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) ひとり親家庭の父母等若しくは児童又は父母等のない児童
- (3) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者
- (4) 助成を受けようとする医療費等を支払った者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に養育を委託されている者
- (3) 規則で定める施設に入所している者

(支給の制限)

第4条 医療費等助成金は、受給資格者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

ただし、規則で定める場合においては、この限りではない。

- (1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々

年の所得。次号において同じ。)が規則で定める額以上である場合

- (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又は扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上である場合

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給資格者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養に要する費用の額から次の各号に規定する額を控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給資格者一部負担額(通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局における調剤については調剤報酬明細書1件につき1,000円)
- (6) 入院時食事療養費に係る標準負担額
- (7) 入院時生活療養費に係る標準負担額

2 市長は、受給資格者が医療保険各法による療養の給付に係る診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の証明手数料を支払ったときは、当該証明手数料の額に相当する額を医療費等助成金として支給する。ただし、1件につき200円を限度とする。

(受給資格の認定の申請)

第6条 医療費等助成金の支給を受けようとする者は、受給資格の認定を市長に申請しなければならない。

(助成の申請)

第7条 受給資格者は、医療費等助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、当該支給に係る医療費等の額その他必要な事項について病院等から証明を受け、書面により市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 医療保険各法における保険の種類又は保険証の記載事項に変更があった場合
- (3) 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いた場合
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じた場合

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給資格者は、医療費等助成金の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の療養に係る医療費等から適用し、平成19年3月31日以前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費等から適用し、施行日以前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月14日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日以後の療養に係る医療費等から適用し、同日前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項第5号及び第5条第1項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、前項本文に定める日以後の療養の給付に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料について適用する。

附 則（平成28年12月19日条例第25号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正

平成24年8月14日規則第40号

平成25年3月29日規則第17号

平成26年3月14日規則第4号

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

富津市母子家庭、父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和55年富津市規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（配偶者の障害の状態）

第3条 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（施設）

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設は除く。）とする。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設
- （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国又は地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置するもの
- （3） 前2号に掲げる施設のほか、条例第3条第1項に規定する者又は当該者に係る医療保険各法による世帯主若しくは被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（支給の制限の適用除外）

第5条 条例第4条ただし書に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238

号) 第12条第1項に該当する場合とする。

(支給の制限に該当する所得の額)

第6条 条例第4条第1号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

2 条例第4条第2号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

3 前2項に規定する額の計算方法については、児童扶養手当法第13条の規定によるものとする。

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第6条に規定する申請は、ひとり親家庭等医療費等受給資格認定申請書(別記第1号様式。以下「認定申請書」という。)により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) 附加給付等証明書

(3) 戸籍の謄本又は抄本

(4) 世帯の全員の住民票の写し

(5) ひとり親家庭の父母等並びにその配偶者及び扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類

(6) 離婚等によりひとり親家庭になった場合は、養育費に関する申告書(別記第2号様式)

(7) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

(8) 条例第2条第3項第5号に規定する者である場合は、裁判所から命令が発せられたことを証する書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、同項第3号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

4 第1項に規定する認定申請書の有効期間は、申請が行われた日以後最初に到来する7月31日までとする。

(給付の申請)

第8条 条例第7条第1項に規定する申請は、ひとり親家庭等医療費等給付申請書(別記第3号様式。以下「給付申請書」という。)により行うものとする。

(医療費等の証明)

第9条 条例第7条第2項に規定する証明は、助成に係る医療等を受けようとするときに医療保険証と併せて給付申請書を病院等に提示し、当該給付申請書に必要事項を記入することにより行うものとする。ただし、病院等の発行する領収書等に明細が記載されている場合は、当該領収書等を給付申請書に添付することにより証明に代えることができる。

(届出)

第10条 条例第8条に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届(別記第4号様式)により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行年月日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月1日以後の療養に係る医療費等から適用し、平成19年3月31日以前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年8月14日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第3条の改正規定(第2条第5号中「第5条第24項」を「第5条第23項」に改める部分に限る。)、第4条の改正規定(第4条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第6条の改正規定 平成26年4月1日

附 則(平成26年3月14日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定により使用された様式は、改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

別表第1（第2条関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(4) そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>(5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>(7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(9) 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(11) 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>(13) 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>(14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|---|

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第3条関係）

- | |
|------------------------------|
| <p>(1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの</p> |
|------------------------------|

- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考

視力の判定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別記

第1号様式（第7条関係）

ひとり親家庭等医療費等受給資格認定申請書

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

家族構成	対象・対象外の別	氏名	生年月日	申請者の続柄	備考
保険の種類	被保険者の氏名				
	住所				
	記号		番号		
	保険者名称				
	所在地				
	交付年月日		資格取得年月日		
所得の状況	<p>受給資格の審査のため所得及び諸控除の額の確認が必要となります。次の確認方法のうち、いずれか希望される方法の□に「<input checked="" type="checkbox"/>」を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 所得に関する証明書を添付する。</p> <p><input type="checkbox"/> 富津市が保有する市民税に関する情報の所得及び諸控除の額について、富津市が調査することに同意する。(証明書の取得が不要になります。)</p>				
	生活保護受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 申請中			
	※所得の適否(記入しないでください。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否			
振込先	(金融機関名)		(支店名)		
	1 普通 2 当座	口座番号			
		名義人			

注

1 添付書類

- (1) 健康保険証(写) (2) 附加給付等証明書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本 (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) 父母や扶養義務者等の所得状況を証する書類
- (6) 養育費に関する申告書(該当者のみ)
- (7) 障害の状態を証する年金証書または診断書(該当者のみ)
- (8) 裁判所から保護命令が発せられたことを証する書類(写)(該当者のみ)

2 児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口で提示すると上記(3)～(8)は省略できます。

第2号様式(第7条関係)

(表)

養育費に関する申告書

前年（1月から12月までの1年間に養育費を受け取っていますか。	有 ・ 無
---------------------------------	-------

養育費を受け取っている方のみ、以下にご記入ください。

養育費の額 年1月1日から 年12月31日までに 受け取った額	母又は父 名義のもの	円	
	子名義のもの	円	
	合 計	円	
養育費を支払っている 者の氏名		児童と の続柄	

上記のとおり相違ありません。

富津市長 様
年 月 日

氏名 _____

(裏)

養育費に関する申告書について

別れた父親又は母親から養育費を受けている方は、受けていない方に比べてそれだけ家計の収入が増えますので、本事業の対象となるかどうかを判断する際に、その養育費を所得に加えることとなります。

つきましては、離婚によりひとり親家庭になった方は、この申告書を提出していただきますようお願いいたします。

次にあてはまるものを、所得に加えることとなります。

- ① 児童を養育するために必要な費用として受けている金銭又は有価証券
(例：児童の学費、児童を養育するのに必要と思われる食費や生活必需品の購入費)
- ② 別れた父親又は母親から受け取ったもの（祖父母等から受け取ったものは含みません。）

なお、養育費の所得算入は児童扶養手当制度に準じるものとなっておりますが、受け取っている金銭等が養育費に含まれるかどうかの判断が難しいときには、富津市役所にお問い合わせください。

第3号様式（第8条、第9条関係）

(表)

ひとり親家庭等医療費等給付申請書

年 月 日

富津市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり医療費等の給付を申請します。

受診者名		申請者との続柄	
住 所		生年月日	
加 入 医療保険	名称	記号番号	
	本人・家族の別		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族

保険医療機関・保険薬局証明欄

診療・調剤報酬証明書 (入院 ・ 通院 ・ 調剤) ※該当するものに○印を付けてください。			
診療・調剤月	年 月分	公費負担額	有 (円) ・ 無
保 険 総 点 数	入院 点	通院 点	調剤 点
入院延べ日数	日	入院時食事療養費の標準負担額	(円 × 回) 円
証明手数料		円	
保健医療期間 又は保健薬局 の名称・所在地	上記のとおり証明します。		年 月 日
取扱者印			

市役所記入 (審査) 欄

A 自己負担額	B 附加給付額	C 一部負担額	D 証明手数料	助成交付額 A - B - C + D
円	円	円	円	円

(裏)

～医療機関・保険薬局の方へ～

受給資格者からこの申請書に証明をもとめられたときは、次の点に注意して証明願います。

- 1 1レセプト毎に1枚の申請書に記入願います。
- 2 公費負担額は、保険者負担以外の公費負担がある場合に記入願います。

～受診される方へ～

この申請書による助成を受けようとする方は、次の点に注意願います。

- 1 予め「ひとり親家庭等医療費等受給資格認定申請書」を提出し受給資格の認定を受けた方が申請できます。(毎年認定を受ける必要があります。)
- 2 申請書は、月毎に、入院・通院(科別)・調剤別に記入作成してください。
- 3 診療を受けた月の翌月10日過ぎに、この申請書を医療機関等に提示し、保険点数等の証明を受けてください。(証明手数料を徴収される場合があります。)ただし、領収書に明細がある場合には、領収書を添付すれば医療機関等の証明は必要ありません。
- 4 記入漏れ等がないことを確認してから富津市役所 に提出してください。

【お願い】

- 1 交通事故などの第三者の行為によって生じた病気やけがで診療を受けたときは、速やかにその旨を富津市役所 に届け出てください。
- 2 受給の資格がなくなったとき(他市町村への転出含む。)は、速やかに富津市役所 に届け出てください。
- 3 この申請書は、医療機関等の証明を受けた場合は、他人に譲渡し又は担保に供することはできません。
- 4 偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、助成した額の全部又は一部を返還することとなります。

第4号様式(第10条関係)

ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届

年 月 日

富津市長 様

届出人 住 所
氏 名
電 話

変 更 事 項		※該当するものを○で囲み、必要事項を記入すること。
1 住 所		(新)
		(旧)
2 加 入 医 療 保 険	保険の種類	(新) 政・組・船・共・国
		(旧) 政・組・船・共・国
	記号・番号	(新)
		(旧)
	保 険 者 名	(新)
		(旧)
3 そ の 他		(新)
		(旧)
変 更 年 月 日		年 月 日

(注) この届には、変更内容を証明する書類を添付してください。